

## 《令和2年度 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター院外洗濯業務仕様書》

### 【1. 業務内容】

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（岡山市立市民病院及び、岡山市立せのお病院）の医療行為等により使用された白衣等のリネン類（以下「リネン類」という）を定期的に回収し、院外の洗濯所で洗濯及び消毒を行い納品する業務

### 【2. 白衣等リネン類の種類及び予定数量】

別紙「白衣等リネン類洗濯業務明細書（以下「明細書」という。）」のとおり  
予定数量は過去の実績等による見込み数であり、洗濯件数を保証する数量ではない。

### 【3. 契約方法】

リネン類の回収・納品及び補修に要する費用を加味して種類別に単価契約を行う。

### 【4. 契約期間】

令和2年4月1日～令和3年3月31日

### 【5. 納品・回収場所及び回数】

- ①〒700-8557 岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号 岡山市立市民病院  
岡山市立市民病院1階清潔リネン庫及び不潔リネン庫、その他岡山市立市民病院が指定する場所 ※別紙「令和2年度岡山市立市民病院 洗濯整理（特記仕様書）」参照
- ②〒701-0205 岡山市南区妹尾850番地 岡山市立せのお病院  
岡山市立せのお病院1階リネン庫及びその他岡山市立せのお病院が指定する場所  
※別紙「令和2年度岡山市立せのお病院 洗濯整理（特記仕様書）」参照  
※当センターの納品・回収の回数は週3回以上とする。なお、年末年始などの長期休暇中は当センターと協議の上、病院業務に支障がないようにすること。  
※納品時ユニフォーム等被服類へのクリーニング袋は不要とする。

### 【6. 洗濯の方法】

・リネン類の洗濯及び消毒は、クリーニング業法第3条第3項に定める衛生基準に従い、塩素系漂白剤による消毒若しくは洗濯物の素材等からみて適切な消毒効果が認められる処理方法による消毒を十分に行うこと。また、熱に弱い素材を除き、原則熱水洗濯（80度10分以上）とすること。

ただし、明細書で洗濯の方法に別途指定のあるものは、その指定に従って洗濯を行うこと。

・洗濯を行った洗濯物は納品をする前に検品を行い、事前に汚れの除去がされていることを確認のうえ指定された場所へ納品すること。

・次の汚れ等は特に注意し、処理を行っても著しく汚れが残る場合は報告を行うもの。

①衣服の襟汚れ ②衣服の黒ずみ汚れ及びシミ ③その他、洗濯物に残っている目立った汚れなど

### 【7. 洗濯物の管理】

・洗濯物の納品及び回収状況の管理が出来るよう、納品、回収現場で管理している洗濯番号を使用しリネン類の洗濯の進捗状況が追跡（把握）できる体制を整え、洗濯物の紛失及び納品の遅れを防止する対策を講ずること。

※洗濯番号等詳細は別紙「令和2年度岡山市立市民病院 洗濯整理（特記仕様書）」、「令和2年度岡山市立せのお病院 洗濯整理（特記仕様書）」を確認すること。

なお、洗濯に出した洗濯物が、回収日から2週間を経過しても納品されないものがある場合は、代替品補充をすること。

・回収袋（事業者名を明記した①青色袋②緑色袋③銀色袋の3色）、回収袋取付カート、色落ちし難い専用マジックペン及び当センター納品に必要なハンガー、ハンガーラックを業務開始日

までに所定の場所へ配備すること。また、本作業全て事業者の負担とすること。

#### **【8. リネン類の補修】**

リネン類に軽微なほつれ、ボタン等の脱落を発見した場合には補修を行い、要する費用は事業者の負担とすること。

#### **【9. 業務の保証】**

事業者は当該業務継続困難となった場合に備え業務代行者を設定し、当院と業務保証契約を締結させること。

なお、保証人は地方独立行政法人岡山市立総合医療センター契約規程第32条及び33条のとおり、契約の相手方と同等以上の資力を有する者でなければならない。

#### **【10. その他】**

事業者は明細書にないリネン類の洗濯を当院が必要とする場合には、当該単価について同類の契約単価及び市場価格を参考にしながら双方協議の上受託するものとする。

また、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。